



平成 30 年 9 月 13 日

各 位

会 社 名 第一稀元素化学工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 井上 剛  
(コード番号 4082 東証一部)  
問合せ先 総務部長 水野 貴雄  
TEL. (06) 6682-1261

当社従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分（以下「本自己株式処分」又は「本処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成 30 年 11 月 20 日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 35,800 株
(3) 処 分 金 額	1 株につき 1,261 円
(4) 処 分 総 額	45,143,800 円
(5) 処 分 予 定 先	従業員 358 名 35,800 株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による 有価証券通知書を提出しております。

2. 本処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社の東京証券取引所市場第一部指定を機に、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の更なる向上を図るためのインセンティブとして、当社従業員（以下「本割当対象者」といいます。）を対象とする譲渡制限付株式交付制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしました。

本制度は、本割当対象者が株式を所有することにより、経営参画意識を高め、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを主たる目的としており、その概要は以下のとおりです。

<本制度の概要>

本割当対象者は、本制度に基づき当社より支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の処分を受けるとなります。

本制度に基づき、各本割当対象者に付与される当社普通株式は 1 単元（100 株）とし、その 1 株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社

の普通株式の終値としております。

本制度による当社の普通株式の処分に当たっては、当社と本割当対象者との間で、①本割当対象者は、あらかじめ定められた期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれる譲渡制限付株式割当契約を締結するものとします。

今回の本自己株式処分においては、本制度の目的を勘案し、本割当対象者 358 名に対して、金銭債権合計 45,143,800 円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式 35,800 株（以下「本割当株式」といいます。）を支給することといたしました。

また、中長期的な業績の向上に対する従業員の意欲を高め、かつ継続的な勤務を促す観点から、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、その期間を 5 年間で設定しております。

本自己株式処分において、本割当対象者は、支給された当社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、本割当株式を引き受けることとなります。

なお、本制度は、本割当対象者に対して現物出資するための本金銭債権が当社から支給されますので、本自己株式処分により、当社従業員の賃金が減額されることはありません。また、本割当株式は、引受けを希望する本割当対象者に対してのみ割り当てられるため、引受けの申し込みがない場合、本金銭債権は消滅いたします。

#### <譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と本割当対象者が個別に締結する譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は以下のとおりです。

##### （１）譲渡制限期間

本割当対象者は、平成 30 年（2018 年）11 月 20 日（払込期日）から平成 35 年（2023 年）11 月 19 日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分を行うことができない。

##### （２）譲渡制限の解除条件

本割当対象者が譲渡制限期間中、継続して当社従業員（当社正社員の地位を退職後、再雇用された場合の身分を含みます。以下同様とします。）の地位にあることを条件として、譲渡制限期間満了日において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

##### （３）当社による無償取得

本割当対象者が、譲渡制限期間満了前に、当社従業員の地位を喪失した場合、定年退職、雇用期間満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当該喪失直後の時点をもって、全ての本割当株式を当社が無償で取得する。

##### （４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよ

う、譲渡制限期間中は、本割当対象者が野村証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、本割当対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結している。また、本割当対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

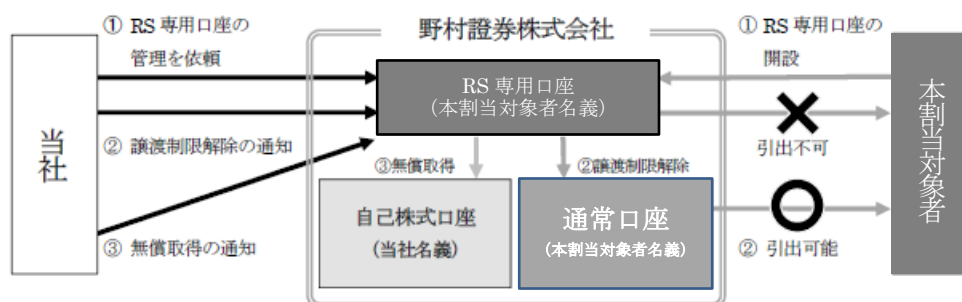
(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本割当株式の全てについて、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき本割当対象者に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、平成30年9月12日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,261円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ本割当対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

(ご参考) 【譲渡制限付株式 (RS) 制度における RS の管理フロー】



以上